

## 京都市告示第 39 号

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第58条の6第1項の規定による特定子ども・子育て支援施設等に係る確認の辞退について、承認しましたので、法第58条の11の規定により、次のとおり告示します。

令和7年4月1日

京都市長 松井 孝治

設置者の名称	施設・事業の種類	施設・事業所の名称	施設・事業所の所在地	辞退年月日
学校法人 京和学園	幼稚園等・預かり保育事業・ 一時預かり事業 (認定こども園へ移行)	京和幼稚園	京都市上京区下立売通御前西入行衛町 439 番地の 2 京和幼稚園	R7. 4. 1
学校法人 くろたに学園	幼稚園等・預かり保育事業 (認定こども園へ移行)	くろたに幼稚園	京都市左京区黒谷町 121	R7. 4. 1
学校法人 吉祥学園	幼稚園等・預かり保育事業・ 一時預かり事業 (認定こども園へ移行)	寺西幼稚園	京都市山科区御陵天徳町 15 番地	R7. 4. 1
学校法人 朱雀学園	幼稚園等・預かり保育事業 (認定こども園へ移行)	アソカ幼稚園	京都市下京区朱雀裏畠町 33	R7. 4. 1
学校法人 美乃里学園	幼稚園等・預かり保育事業・ 一時預かり事業 (認定こども園へ移行)	自然幼稚園	京都市右京区太秦東蜂岡 町 5 番地	R7. 4. 1

注) 施設・事業の種類が「認可外保育施設」となっている施設・事業所のうち、※の記載がある事業所は、個人事業主として事業を実施しているため、個人情報保護の観点から施設・事業所の所在地の記載を行政区までとしています。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)